

第39号議案

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものを加えることとする。(第10条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準抜粋

(平成28年4月1日施行)

(職員)

第10条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(第5号から第9号まで省略)

(第4項及び第5項省略)